

鹿児島県警察少年補導職員の設置に関する要綱の改正について（概要）

（令和5年3月23日 鹿人少第70号）

本通達は、「鹿児島県警察少年補導職員の設置に関する要綱」の改正に伴う通達で、少年補導職員の効果的な運用を図ることを目的とするものである。

本通達の主な内容は、

- 趣旨
- 任用等
- 職務
- 研修、指定
- 運用上の留意事項

等である。